解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

広島市佐伯区五日市中央七―一二―一

合同会社一

清算人　久賀　宣幸

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

山口県周南市室尾一丁目一三番一二号

有限会社明栄建設

代表清算人　田中　泉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

長崎県島原市門内町丙六二八番地

特定非営利活動法人弘文会

清算人　本田由美子

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

熊本県熊本市南区出仲間八丁目九番三―三〇六号　合同会社Ｈａｐｐｙ＆Ｓｍｉｌｅ

清算人　小野　達磨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎県延岡市緑ケ丘五丁目一一番二〇号

有限会社重黒木左官

清算人　重黒木良秋

解散公告

当社は、令和七年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

沖縄県那覇市字上間一九七番地二、二〇三号室　合同会社Ｐｅａｃｈ

代表清算人　木塚美奈子

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮崎市大字田吉八二〇番地一

医療法人裕仁会

清算人　近藤　裕行

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都品川区小山台一丁目二二番八号昭和ビル二階

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

代表清算人　三澤　達司

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

神奈川県相模原市中央区鹿沼台一丁目七番七号

医療法人こどもの城

清算人　小口　弘毅

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

石川県羽咋郡宝達志水町原イ二九番地一

農事組合法人原養豚組合

清算人　森田　寧子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

島根県浜田市金城町七条口四一五番地一八

農事組合法人伊木いき区田

清算人　渡辺　庄信

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年三月二十六日、理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

山口県柳井市姫田四番一号

学校法人柳井幼稚園

清算人　松宮　隆

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地一

医療法人井坂クリニック

清算人　井坂　寿一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

北海道小樽市桜二丁目三二番二二号

医療法人社団桜台クリニック

清算人　山田　弘

解散公告（第三回）

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

宮城県栗原郡高清水町字来光沢二〇番地

伊藤ハム米久ブラント労働組合

清算人　武藤　洋平

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十七日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

東京都板橋区大谷口上町一七番地

御嶽千岳教会

清算人　富永　浩明

連絡先　東京都中央区銀座七丁目一二番一四号　大栄会館五階　富永浩明法律事務所